

富岡町鳥獣被害防止電気柵等購入補助金交付要綱

施行 平成 29 年 4 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、鳥獣による農作物等への被害を防止するために、電気柵、ネット柵、金網柵、ワイヤーメッシュ柵等及びその他付随する器具（以下「電気柵等」という。）を購入し設置した者に対し、予算の範囲内において購入費用の一部を補助することについて、富岡町補助金等の交付等に関する規則（昭和 50 年規則第 10 号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第 2 条 補助対象者は町内に田、畑及び山林等を有する者とする。

(補助対象経費)

第 3 条 補助対象経費は、鳥獣による農作物等への被害を防止するために、町内の農地等に設置する電気柵等の購入に要する経費とする。

(補助金の額)

第 4 条 電柵等の補助金は、補助対象経費の 2 分の 1 以内とし、6 万円を上限とする。ただし、千円未満の端数が生じた場合は、その端数は切り捨てるものとする。

(補助金交付申請)

第 5 条 補助金の交付を受けようとする者（以下「補助対象者」という。）は、購入した日の属する年度の 3 月 31 日までに、富岡町鳥獣被害防止電気柵等購入補助金交付申請書（様式第 1 号）に次の書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 電気柵等を購入した領収書等の写し
- (2) 電気柵等の設置箇所の位置図
- (3) 電気柵等の設置後の写真
- (4) 町税に未納がないことの証明書
- (5) その他町長が必要と認める書類

(交付決定)

第 6 条 町長は、前条の規定により申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適正と認められる補助対象者に対し補助金の交付を決定するものとし、富岡町鳥獣被害防止電気柵等購入補助金交付決定通知書（様式第 2 号）により通知するものとする。

(補助金の請求)

第 7 条 補助対象者は、町長から前条の規定による補助金の交付決定を受けた後、富岡町鳥獣被害防止電気柵等購入補助金交付請求書（様式第 3 号）により補助金を請求するものとする。

(補助金の返還)

第 8 条 町長は、補助対象者が虚偽の申請、その他不正の手段により補助金の交付を受けた場合には、補助金の全額又は一部について返還を命ずることができる。

(雑則)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。